

処 分 基 準

基準の名称	公益事業及び収益事業の停止命令 処分基準		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要	
社会福祉法	第 5 7 条	公益事業及び収益事業の停止命令	
基 準 の 内 容			
1 次のいずれかに該当する場合は、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 (1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行った場合。 (2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用した場合。 (3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障が生じる場合。			